

消費税率引上げ延期の影響について

1 消費税率引上げの経緯

H24. 8. 22 税制抜本改革法 公布

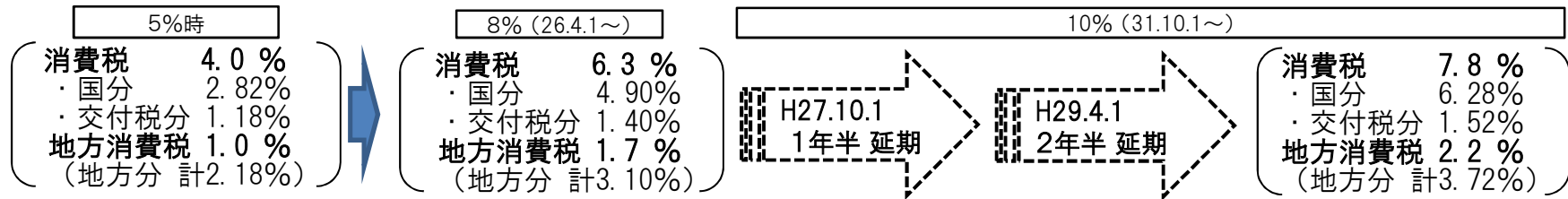
- ・消費税率(国・地方)を、平成26年4月1日に5%から8%、平成27年10月1日に8%から10%へ引上げる
- ・消費税率の引上げは、経済状況等を総合的に勘案して行う(景気判断条項)

H26. 11. 18 安倍総理 表明 (H27. 3. 31 税制抜本改革法 改正)

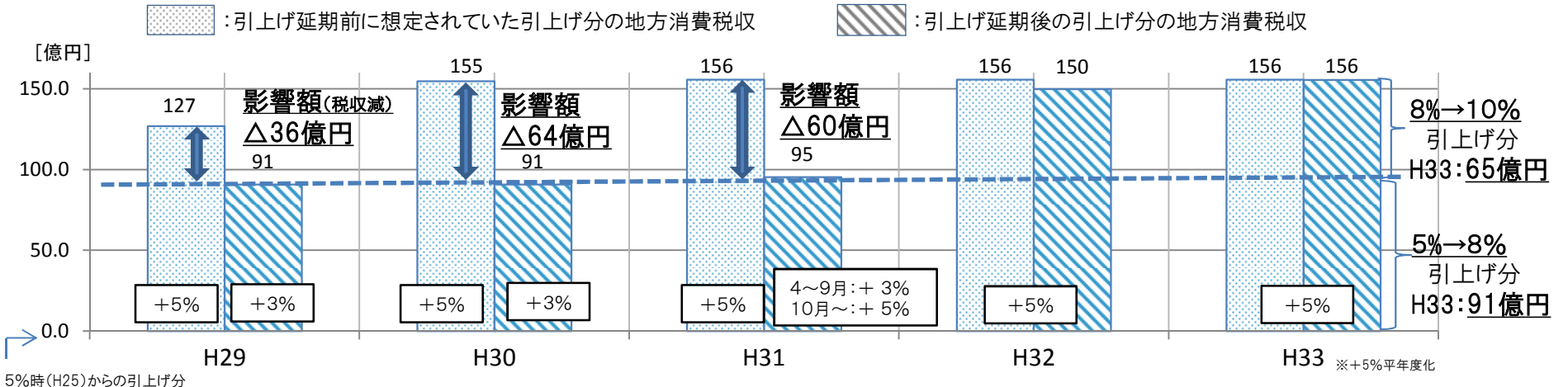
- ・消費税率10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする(景気判断条項を削除)

H28. 6. 2 閣議決定 (骨太の方針2016)

- ・消費税率の10%への引上げを、2019年(平成31年)10月まで2年半延期する



2 地方消費税率引上げ分の本県税収の試算と延期の影響



5%時(H25)からの引上げ分

(注)税率5%時(H25)からの引上げ分の税収で、市町村交付金などを除いた県の実収入ベース

[参考] 全国ベースの引上げ分の税収
5%→8%: 8.2兆円
8%→10%: 5.6兆円 (国・地方計)

3 地方消費税 引上げ分の使途(大分県)

・引上げ分の地方消費税については、地方税法第72条の116で「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費:制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨を明記。

(百万円)

事 項	事業概要	事 業 費						
		H26年度		H27年度		H28年度		
		社会保障施策に要する経費	うち、引上げ分の地方消費税収の充当額	社会保障施策に要する経費	うち、引上げ分の地方消費税収の充当額	社会保障施策に要する経費	うち、引上げ分の地方消費税収の充当額	
社会保障の充実	子ども・子育て支援 (1)子ども・子育て支援新制度の実施	・保育所、認定こども園等への県負担金等 ※職員配置の改善(3歳児 20:1→15:1) など ・小規模保育、家庭的保育等への県負担金 ・病児保育事業、一時預かり事業等への助成	7,490	368	8,414	2,562	8,942	2,573
	医療・介護 (2)病床の機能分化・連携の推進、医療・介護従事者の確保等	地域医療介護総合確保基金への積立	0	0	558	186	1,066	355
	(3)地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等	0	0	423	23	696	329
	(4)国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充等	保険料の5割、2割軽減の対象者拡大等	28,908	862	30,246	632	30,512	1,552
	(5)介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	軽減対象者の拡大	0	0	15,150	70	14,924	70
	(6)難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立	難病等の医療費助成の対象拡大	1,737	43	2,913	532	2,900	193
	(7)その他 県の単独事業	介護サービス事業所へのリハ職の派遣、放課後児童クラブ保護者負担金の減免等	0	0	485	171	32	32
計(①)		38,135	1,273	58,189	4,176	59,072	5,104	
社会保障の安定化	障がい者自立支援給付費県負担金 など	34,918	1,220	20,778	3,954	22,302	4,003	
計(②)		34,918	1,220	20,778	3,954	22,302	4,003	
合計 (①+②)		73,053	2,493	78,967	8,130	81,374	9,107	

4 税率10%時に予定されていた社会保障の充実

- ・待機児童解消(待機児童解消加速化プラン)に向けた子ども・子育て支援施策(量的拡充)
- ・介護保険1号保険料の低所得者軽減の強化(軽減対象者や軽減割合の拡大)
- ・低所得の年金受給者への福祉的給付(月額5,000円)(国)
- ・年金受給資格期間の短縮(25→10年間)(国)

など



5 税率引上げ再延期に関する安倍総理 会見 (H28.6.1)

- ・給付と負担のバランスを考えれば、10%への引上げをする以上、その間(引上げを延期する間)、引き上げた場合と同じことを全て行うことはできない。
- ・赤字国債を財源に社会保障の充実を行うようなことはしない。
- ・アベノミクスの果実も使い、可能な限り社会保障を充実させる。優先順位をつけ、予算編成で最大限努力する。